

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第9号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。